

あなたの  
声を…

皆さんのご意見をお寄せください!!

～市民意見提出手続（パブリックコメント）～  
産業振興マスタープラン中間のまとめ

内容	西東京市基本構想・基本計画に基づく「西東京市農業振興計画」および「西東京市商店街振興プラン」を総合的に推進するため、同時に市の産業の各分野（工業・商業・農業・サービス業・観光業等）や労働施策の課題分析を行い総合的に産業の振興を図るため「西東京市産業振興マスタープラン」を策定します。
閲覧方法 <sup>※</sup>	4月12日(月)から・情報公開コーナー（両庁舎1階）市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事業所のある法人その他団体
提出期限	4月12日(月)～26日(月)（必着）
提出方法	直接または郵送（〒202-8555 市役所産業振興課あて） ファックス（☎438-2021） Eメール（市HPから）
検討結果公表	6月中旬（予定）
担当課	産業振興課（保）（☎438-4041）

意見提出の際には、必ず住所・氏名・計画名をお書きください。  
匿名でのご意見は受けられません。  
ご意見に個別に回答はしません。

文化芸術を発信するまちづくりをめざして

～文化芸術振興条例を施行します～

4月1日、当市は「文化芸術振興条例」を施行します。

【文化芸術振興条例の概要】

条例の制定は、文化芸術の振興について基本的な事項を定め、地域における文化芸術の振興を図ることを目的に、文化芸術活動を行う全ての市民や団体などの主体性と創造性を尊重し、文化芸術活動ができる環境を相互に構築することで、市民生活に潤いと豊かさをもたらすことを目指すものです。

また、市民の皆さんや関係団体などと相互に協力し、その活動の振興に努めるため基本計画を策定します。計画の策定にあたっては、学識経験者や公募市民を交えた議論を行い、条例に掲げた重点目標を柱とする基本的な施策などを検討します。

全文は、市HPでご覧ください。

◆制定記念シンポジウム

時 4月17日(土)午後2時～4時

場 市民会館

内 文化芸術振興条例の概要説明

パネルディスカッション

「地域に根ざした文化の創生とは」

市内在住で音楽教育者、音楽評論

家として、また日本を代表するモーツァルト研究者として、文化功労者を顕彰された海老沢敏さんをお招きしてシンポジウムを開催します。

協力 西東京市文化芸術振興会、西東京市文化協会

文化振興課（保）（☎438-4040）



今年も国勢調査の年です。10月1日、全国一斉に実施します。

総務法規課（保）（☎460-9810）

国勢調査は、国内に住んでいるすべての方および世帯の実態を明らかにする、国のもっとも基本的な調査です。

大正9年の開始以来、5年ごとに行われ（終戦直後の昭和20年を除く）今回で19回目となります。

<平成22年国勢調査の概要>

調査期日 10月1日(金)午前0時現在

調査対象 国内に住むすべての方（外国人を含む）

調査項目 男女の別、生年月日、就業状態、従業地・通学地、住居の種類など20項目

<調査方法が大きく変わります>

> ◆封入提出方式の全面導入

個人情報保護意識の高まりにより、

調査票を封筒に入れ、のり付けなどの封印をして提出する方式を導入します。このため、調査員に調査票を見られることはありません。

◆郵送やインターネットでの提出方式の導入

単身世帯や共働きなど、調査員が訪問してもなかなか面会できない世帯が増えてきたため、郵送による提出やインターネットでの提出方式を導入します。

<平成22年国勢調査の位置づけ>

◆統計法にもとづく基幹統計調査

国勢調査は「統計法」第5条に基づいて実施されます。

「統計法」では統計調査に携わる方に守秘義務を課すとともに、国内に住んでいるすべての方に、調査票の記入および作成の義務（報告義務）を規定しています。

◆人および世帯に関する最も基本的な統計調査

国勢調査は、国内に住んでいるすべての方・世帯を対象とする国の最も基本的な調査です。

この調査によって少子・高齢化に伴う人口、就業、世帯構造などの変化を明らかにすることができます。

◆世界人口センサス計画の一環

国際連合は、食糧、エネルギー、環境などの地球規模の課題に対応するため、各国に世界人口センサス計画への参加を勧告しており、日本の国勢調査はその一環としても位置づけられています。

<国勢調査の結果は、各面で利用されています>

◆法定人口としての利用

都道府県や市区町村の議員定数の決定、市や指定都市の設置要件（地方自治法）地方交付税の算定基準（地方交

付税法）政党交付金の算出（政党助成法）などで、国勢調査の結果を使うように定められています。

◆行政施策などへの利用

高齢者福祉や子育て環境の充実、雇用対策、産業の振興など各種行政施策の基礎資料として使われています。

また、人口分布や昼間人口、住宅の建て方などのデータは、防災対策や生活環境の整備のためになくはならないものです。

◆学術、教育、民間など幅広い分野での利用

将来人口の推計や人口分析などの学術研究、小中学校などでの教育資料、民間企業での需要予測や店舗の立地計画など、幅広く活用されています。

調査のご理解とご協力をお願いします。

国勢調査の調査員募集については、市報4月15日号でお知らせします。

狂犬病予防集合注射

環境保全課（保）（☎438-4042）

生後91日以上の飼い犬は、年に1回、狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

市では、屋外会場と動物病院会場による狂犬病予防集合注射を実施します。

また、集合注射実施期間中は、屋外会場と動物病院会場で注射済票の交付も行います。

なお、屋外会場は雨天の場合は中止となります。

☎3,550円（注射3,000円＋注射済票550円）お釣りのないようご協力をお願いします。

【飼い犬の登録を済ませている方】

すでに送付してある注射済票交付

屋外会場

実施日	会場	実施時間
4月13日(火)	東伏見稲荷神社下駐車場（東伏見1-5）	午前9時～10時
	西原総合教育施設（西原町4-5-6）	午前11時～正午
	文理台公園南側入口（東町1-4）	午後2時～3時
4月14日(水)	下保谷ポンプ場（下保谷2-6-15）	午前9時～10時
	西東京いこいの森公園駐車場（緑町3-2）	午前11時～午後0時30分
	市役所田無庁舎中庭（南町5-6-13）	午後2時～3時

雨天中止は、各会場とも開始時刻15分前に決定します。

各会場へ車での来場はご遠慮ください。

申請書（オレンジ色の用紙）と問診表（ピンク色の用紙）に必要事項を記入のうえ、お持ちください。

【生後91日以上の犬の飼い主の方】

未登録の方は、先に新規登録の手続きを行ってください。屋外会場での手続き可能です。

（新規登録手数料3,000円）

屋外会場と動物病院会場以外の病院で狂犬病予防注射を接種された場合は、両庁舎市民課もしくは各出張所へ、獣医からもらった狂犬病予防注射済証明書を持って注射済票の交付を受けてください。

（注射済票交付手数料550円）

動物病院会場

4月1日(木)～30日(金)まで、注射済票を受けることができます。

診療時間・臨時休診など、あらかじめ電話でご確認ください。

病院名	住所	電話番号	休診
赤ひげ動物病院	下保谷3-7-1	☎424-4649	(木)、(祝)
あづま動物病院	泉町3-3-3	☎438-2361	(水)、(祝)【(日)午後】
エルザ動物小鳥の病院	南町6-7-1	☎464-8299	(水)、(日)、(祝)の午後 (日)、(祝)午前は要予約
ケン動物病院	保谷町3-9-5	☎463-0606	(木)、(祝)
酒井獣医科病院	東町5-8-20	☎423-1455	(日)、(祝)【(土)午後】
桜井動物病院	保谷町1-11-20	☎461-6858	(日)、(祝)
野村動物病院	南町4-11-10	☎460-7667	(日)、(祝)
ひばりヶ丘動物病院	谷戸町3-22-12	☎422-4111	(日)、(祝)【(土)午後】
松川動物病院	芝久保町3-19-54	☎463-4537	(日)、(祝)
本橋動物病院	栄町2-9-27	☎421-5449	(日)、(祝)
もりと動物病院	北原町2-8-12	☎461-1610	(火)【(日)、(祝)の午後】
いそべ動物病院	東久留米市中央町 4-8-10	☎471-0031	(月)【(土)、(日)、(祝)の午後】
かざま動物病院	東久留米市中央町 2-6-50	☎453-8111	(水)
関根どうぶつ病院	東久留米市前沢 3-8-12-1階	☎476-8868	なし
田中動物病院	東久留米市東本町 4-9	☎474-0533	(木)、(祝)【(日)午後】
くるめ動物病院	東久留米市八幡町 3-3-12	☎477-3443	なし
藤本愛玩動物病院	小平市花小金井南町 3-24-8	☎464-0987	(日)、(祝) (土)午後は要予約
まこと動物病院	小平市花小金井 6-26-20	☎461-8876	(水)【(日)、(祝)の午後】
みた動物病院	小平市天神町 1-23-2	☎042- 346-1119	(火)